

Catchment based Flood Management for Sustainable Society Study Tours



3 DAY TOUR

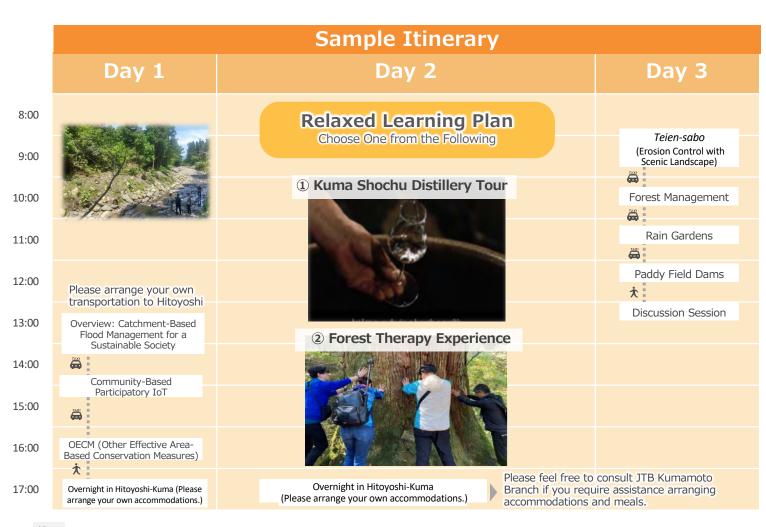
Option 2: Relaxed Learning Plan

Note: This tour was developed by locally in Kumamoto Prefecture by The Regional Economic Research Institute.

This tour is an educational experience focused on learning about **"Catchment-Based Flood Management"** initiatives in the Kuma River basin, which suffered severe flooding in July 2020. The aim is to create a safe, secure, and sustainable region where young people can thrive and the environment is thoughtfully maintained for future generations.

Source: Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





Please bring your own rain gear. Rubber boots will be provided. (Please indicate the shoe sizes of all participants when applying.)

旅行条件(要約)(お申込いただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。)

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTB熊本支店(熊本市中央区下通1-8-22 JTBビル内 観光庁長 この旅行は株式会社」10歳本交払1歳本中中学校267週1-5-24 J10C.pvr/1 戦死771 官登録旅行業務445,以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この 旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という) を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お速しする 旅行条件書(全文)によります。なお、当バッフレットに記載された旅行条件を別逸 お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、当パンフ レット記載の旅行条件が適用されます。当社約款をご希望の方は当社にご請求くだ さい。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- 旅行のお申し込み及び契約成立時期
 (1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。 お申込金は、旅行代金お支払の募定し行わせていただきます。
 (2)電話、郵便、ファクミリそつ他の道信手段でお申し込みの場合、当社らの予約を 家話する旨の通知がお客様に到違した日の翌日から起算して3日以内に申込書の 提出と申込金の支払をしていただきます。
 (3)お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社 の予約を承諾する旨の通知がお客様に到違した日の翌日から起算して23日以内に お申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。
 (4)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、申込金を当社らが受領したときに、ま た、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払 い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到違したときに改立い たしまっまた、電話、感覚、ファクシミリイをの他の通信手段でお申し込みの場合で も、通信契約によって契約を成立させるときは、右記●「通信契約」を希望される お客様との旅行条件(1)の定めにより契約が放立します。
 (5)お申込金(おひとり)

(5)お申込金(おひとり)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6千円未満	旅行代金の 20%	10 万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15 万円未満	30,000 円
6 万円未満	12,000円	15 万円以上	旅行代金の 20%

●旅行代金のお支払い

●所引しているシスタムし、 旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込み が開際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社 提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、 通加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様 からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

	契約解除の日	取消料(おひとり様)
旅行開始 日の前日 から起算 してさか のぽって	 1)21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては11日目) 	無 料
	2)20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあっては10日目) (3~6を除く)	旅行代金の20%
	3)7日目にあたる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

*お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の 一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

●旅行代金に含まれるもの

※付日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊代 金、食事代、入場料・拝観林等及び消費税等諸税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税 を含みます)。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻 しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。) ●特別補借

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわら 当社は、当社または当社が手船を代けさせた者の故意または違矢の有無にかかわら す、募集型企画施行前数別紙特別補償規模国に基づき、お客様が募集型企画旅行参 加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一 定の損害について、以下の金額の範囲により、て補償金または見興金を支払います。 なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当 社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。 、死亡補償金:1500万円 ・入院見舞金:2~20万円 ・通院見舞金:1~5万円 ・携行品損害補償金:お客様は名につき~15万円(ただし、補償対象品1個又は一 対あたり10万円を現度とします。)

- ●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領 するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅 行地において選やかにその旨を添乗員、乾錠員、現地ガイド、当該旅行サービス提供 機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

ポンド保証会員

般社团法人日本旅行業協会正会員

●1週回会を引きや車とすいるちなどのがバリストド 当社らは、社区受託旅行業者が提携するケレジッカカード会社(以下[金貝]という) より(全貝の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と(以下)通信 契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なりま す。(受託旅行業者により算むります。) (1)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知が お客様に到達したときに成立するものとします。)

(2) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場 合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同氰の通約料を申し受けます。た だし、当社が別激情定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただい た場合はこの限りではありません。 ●国内旅行保険への加入について

お申込の際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、

事前に内容をご確認の上お申込ください

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の漆乗員・現地係員、運送・宿泊機関 等旅行サービス提供会社、または、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事 情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。) ●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報につい 当在友の販売店は、旅行中込の際に提出された中込着等に記載された個人情報につい て、お客様との間の連絡のために利用させていただくはか、お客様がお申し込みいただい た旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの 受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売 店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅 行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの 提供⑤旅計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2021年12月1日を基準としています。また、旅行代金は2021年 12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された 場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。



旅行業公正取引

協議会会員

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。こ 旅行契約に関し、担当者からの説明にこ不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください

承認番号:AFH2102359

(2021.12)